

兵庫県丹波市基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年1月1日現在における兵庫県丹波市の行政区域とする。概ねの面積は、49,321haである。本区域は下記の環境保全上重要な地域を含むため、「8環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。なお、本区域に自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区は存在しない。

（環境保全上重要な地域）

- ・自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）に規定する自然公園区域（朝来群山県立自然公園、多紀連山県立自然公園）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区（県指定鳥獣保護区）
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- ・兵庫県レッドデータブックに掲載されている植物群落、生態系、地質、地形、自然景観
- ・環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）に基づく自然環境保全地域（市島地域）、環境緑地保全地域（柏原地域、春日地域）、郷土記念物（氷上地域、青垣地域）
- ・生物多様性保全上重要な里地里山（遠阪地域）

（促進地域図）



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件等】

本市は、兵庫県の内陸部に位置し、丹波篠山市、朝来市、多可町及び京都府と隣接している。神戸市及び大阪市から鉄道や自動車で約1時間から1時間半圏域にあり、市南部地域は阪神都市圏と、また、市北部地域は隣接する京都府の商圏などと商工業的な関わりが比較的強くなっている。

市の面積は49,321ha（令和5年1月1日現在）で、県内でも有数の広さを有している。地形は中国地方を南北に二分して走る中国山脈の東端にあり、平均高度600m前後のやや急斜面をもった山々によって形づくられた中山間地域となっている。そして、中山間地域を縫うようにして、瀬戸内海へ注ぐ加古川とその上流河川、日本海へ注ぐ由良川の上流河川が流れている。氷上町石生にある「水分れ」は、海拔95.51mに位置し、加古川と由良川の両水系を分ける本州一低い中央分水界となっている。

また、山南地域の上滝渓谷一帯は白亜紀の地層（篠山層群）が露出しており、平成18年の恐竜ティタノサウルス形類の化石「丹波竜」の発見を機に、同期の哺乳類や小型脊椎動物、獣脚類有鱗類の化石などが相次いで発見されるなど、化石の宝庫となっている。特に、丹波竜は全身骨格発見の可能性が高いことから世界の注目が集まっているとともに、丹波市が太古の昔から地殻変動の少ない地域であることが実証され、リスク分散の適地として期待が高まっている。

気候は瀬戸内海型・内陸型気候に属し、年平均気温は約14°C、年間降水量は1,500mm程度となっている。降雪は年に数回、1回の降雪で数センチほどの積雪が見られる程度で、交通機関に影響が出ることはほとんどない。

【インフラの整備状況】

①道路

道路は、舞鶴若狭自動車道とこれに接続する北近畿豊岡自動車道が広域的な幹線道路の役目を担っている。舞鶴若狭自動車道は、市内に春日インターチェンジがあるほか、北部では福知山インターチェンジ（京都府福知山市）、南部では丹南篠山口インターチェンジ（丹波篠山市）へのアクセスが可能となっている。北近畿豊岡自動車道は、市内に氷上インターチェンジと青垣インターチェンジの2箇所が開設されている。

市内から京阪神圏域へは舞鶴若狭自動車道及びこれに接続する中国自動車道を利用して約1時間30分、京都舞鶴港近辺へは約1時間と、非常に交通アクセスが便利な状況となっている。

また、市内を通る国道は175号、176号、427号、429号が存在し、広域的な幹線道路としての舞鶴若狭自動車道と北近畿豊岡自動車道を補完する役割を担っている。特に明石・加古川・姫路方面に向けては、高規格道路である東播丹波連絡道路（滝野社インターチェンジ（加東市）～氷上インターチェンジ（丹波市））の整備が順次計画されており、さらにアクセスが便利になると期待できる。また、国道429号の榎峠バイパス整備事業が進められており、隣接する京都府福知山市間の交通アクセスもさらに便利になることが期待できる。

②鉄道

鉄道はJR福知山線が南北に走り、また、谷川駅でJR加古川線と接続している。鉄道駅は、JR福知山線、JR加古川線あわせて8駅存在している。大阪駅までの所要時間は、柏原駅及び谷川駅から特急電車を利用した場合で約1時間20分程度と、短時間での移動が可能である。

③医療、福祉

令和元年7月に兵庫県立丹波医療センターが開設されるとともに、同センターに丹波市立看護専門学校を隣接し、さらに保健・福祉・介護支援の機能を備えた丹波市健康センターを開設した。

【産業構造】

市内総生産額は、令和2年度では2,421億円で、第1次産業は2.2%と低く、第2次産業38.1%、第3次産業58.8%と製造業や不動産業、保健衛生・社会事業が主力となっている。(令和2年度兵庫県市町民経済計算市町内総生産(名目))

同じく令和3年経済センサス活動調査において、製造業の事業従事者数は、7,803人、純付加価値額は464億円と市内全産業の4割を占めており、市内産業の基盤を確立している。

ア. 農林業

耕地面積は5,480ha、林野面積は37,133haと行政面積49,321haの86%を占めている。

農業は水稻「コシヒカリ」を中心に、「丹波大納言小豆」、「丹波黒大豆」、「丹波黒大豆枝豆」、「丹波栗」、「丹波山の芋」等の多種多様なブランド作物が組み合わされ生産されている。水稻では、安全・安心な米づくりを進めるため、使用する化学肥料・農薬を慣行栽培の半分に抑えて栽培する特別栽培米の生産も広がっている。また、全国でも高く評価されている「丹波栗」の産地再生に向けて、生産基盤等を整備し、品質確保と安定供給を図る取組を行っている。また1975年に消費者の要望から始まった有機農業の取組が消費者と生産者の理解の浸透とともに広がりを見せ、令和元年4月には有機農業が学べる全国初の全日制有機農業の学校「農の学校」^{みのり}を開校、令和5年3月には地域資源を農業に取り入れた循環型農業を進め、豊かな里山の暮らしを未来の子どもたちに引き継いでいくため「丹波市オーガニックビレッジ」を宣言し、有機農業の推進に取り組んでいる。

肉用牛では、長年にわたり但馬牛の血統を保った改良が続けられており、国際的にも有名な神戸ビーフをはじめとする全国の高級牛の素牛として利用されている。酪農においても、高品質で安全性の高い生乳が生産され、低温殺菌牛乳やプロバイオティクス乳酸菌入りのヨーグルトなど付加価値の高い乳製品の生産、販売がされている。さらに、採卵鶏においても、独自の飼育方法や飼料などにより、付加価値を高める生産が進んでいる。

その他にもブルーベリー、いちご、柿、梨等の果実の生産も盛んに行われており、これらを利用したジャムやワインなど6次産業も盛んになりつつある。また、農産物の生産の場である農場などを中心に農家民宿や観光農園などを活用して体験型観光が普及し、観光としての農業が重要なつながりを持つようになっている。

林業は、市内の林業事業体において森林経営計画が策定され、市内各所において計画に基づく造林事業が展開されている。しかし、市内の山林には施業の遅れにより、水源の涵養、山地災害の防止、生活環境の保全等、本来のあるべき機能を失いつつある箇所も存在することから、積極的な森林整備施策が急務であるとし、平成24年度に「森林づくりビジョン」を策定した。森林管理のためのゾーニングをはじめ、居住地周辺の森林保全、持続的な森林経営に必要な路網の整備や施業の集約化の推進、市民や企業などが事業参画できる体制づくり等、具体的な施策を展開するため、各主体間の調整・連携、情報の発信・共有を図りながら森林整備を推進しているところである。

イ. 製造業

①事業所数・主な業種（令和3年経済センサスー活動調査 製造業（産業中分類別）

令和3年経済センサスー活動調査によれば、市内の製造業の事業所数は201事業所である。業種別の内訳は、スポーツウェアや衣服、帆布などの製造を行う繊維工業が15事業所、食品包装フィルムやポリエチレンフィルム製品の製造を行うプラスチック製品製造業が24事業所、建設用資材や特殊金属の加工などを行う金属製品製造業が23事業所、LED照明器具や鉄道車両用の推進制御機器、電力用機器などの製造を行う電気機械器具製造業が21事業所、製菓や乳製品といった食品を製造する食料品製造業が14事業所、豊かな自然環境の中で製材業などを営む木材・木製品製造業も11事業所、国内外で高いシェア率を占める自動車用ケーブル製造を行う輸送用機械器具製造業が9事業所ある。

②従業者数

令和3年経済センサスー活動調査によれば、市内の製造業の事業所における従業者数は計7,803人で、業種別では電気機械器具製造業が最も多く1,429人、以下、食料品製造業779人、電子部品・デバイス・電子回路製造業696人、金属製品製造業645人、プラスチック製品製造業595人、パルプ・紙・紙加工品製造業591人、輸送用機械器具製造業541人と続いている。

③製造品出荷額等

令和3年経済センサスー活動調査によれば、市内製造業の製造品出荷額等は総計2,118億円で、業種別では電気機械器具製造業が最も多く358億円、以下、パルプ・紙加工品製造業292億円、化学工業239億円、金属製品製造業181億円、プラスチック製品製造業166億円、電子部品・デバイス・電子回路製造業154億円、食料品製造業140億円などとなっている。

④粗付加価値額

令和3年経済センサスー活動調査によれば、市内製造業の粗付加価値額は総計801億円で、業種別では電気機械器具製造業が149億円と最も大きく、以下、パルプ・紙・紙加工品製造業82億円、化学工業74億円、プラスチック製品製造業70億円、金属製品製造業64億円、食料品製造業63億円、電子部品・デバイス・電子回路製造業43億円などとなっている。

ウ. 商業・サービス業

令和3年経済センサスー活動調査によれば、商業(卸売業・小売業)の事業所数(平成28年成760事業所→令和3年664事業所)、従業者数(平成28年4,647人→令和3年4,239人)とともに減少している。年間商品販売額は平成28年には1,171億円あったものが、令和3年は1,005億円に減少している状況である。

エ. 観光

兵庫県観光客動態調査報告書によると令和4年度観光入込数は1,971千人で98%が日帰り客である。四半期ごとでは8月に開催される全国高等学校女子硬式野球選手権大会、10月から11月の秋の味覚や紅葉の時期には年間の36%にあたる714千人が訪れている。丹波市が令和4年度に策定した「丹波市観光・商工業振興ユニティプラン」では、歴史・文化・自然等の観光資源の魅力の向上、観光を安心して楽しめる観光インフラ整備やICTやSNSを活用したPRを推進し、丹波市の基幹産業化を目指している。

令和3年経済センサスー活動調査によると、観光業と関連性のある宿泊業、飲食サービス業の事業所数は205事業所、事業従事者数は1,236人、純付加価値額は17億円である。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

医療・介護・健康産業は病院、医療機器、介護事業、健康食品、スポーツ用具など、関連する産業も多く、高齢化が進み健康意識が高まる丹波市においても兵庫県立丹波医療センターや丹波市健康センターの開設をきっかけとして、健康長寿を標ぼうできる産業振興を図る。

丹波市は、事業従事者数の35.1%、売上高(企業等集計)の36.1%、純付加価値額の42.3%（令和3年経済センサス活動調査）を製造業が占めており、製造業を中心とした経済構造をなしている。今後も、ものづくり分野において必要な投資が行われ、各分野での高度な技術力を維持できるよう国・県と連携した支援を継続し、さらに付加価値を高め一層の成長を促進する。

農林業分野では、丹波市が有する全国的知名度の高い丹波栗などの農産物を活かし、関連産業との連携により販路拡大を進める。

観光やスポーツを産業として市内経済の柱の一つとするため、「丹波竜」や「水分れ」など特色ある地域・観光資源を活かし、観光入込客数の平準化やターゲットの絞り込みをしながら、質の高い雇用の創出や就業者の所得の増加を図り経済波及効果の高い産業創出を目指す。

(2) 経済的效果の目標

1件あたり5,284万円（令和3年経済センサス活動調査（兵庫県平均））の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を6件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.27倍の波及効果を与える、促進区域で4億円（5,284万円×6件×1.27）の付加価値を創出することを目指す。

令和3年経済センサス活動調査によると、4億円は促進区域の全産業付加価値額（1,098億円）の0.4%、製造業付加価値額（464億円）の0.9%にあたり、地域経済に対するインパクトが大きい。

【経済的效果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	4億9,000万円	8億9,000万円	+81.6%

（算定根拠）

$$5,284\text{万円} \times 6\text{件} \times 1.27 = 4\text{億円}$$

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の承認事業件数	2件	8件	+300%
地域経済牽引事業の平均付加価値額	5,380万円	5,284万円	△2%

（算定根拠）

丹波市内の年間新規企業立地件数平均：1.2件（H25.4～R5.3）×5年間=6件

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（1）から（3）の要件をすべて満たす事業をいう。

（1）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること

（2）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施による付加価値増加分が5,284万円（兵庫県1事業所当たり平均付加価値額（令和3年経済センサス－活動調査））を上回ること

（3）地域の事業者に対する相当の経済的效果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること

- ①促進区域内に所在する事業者間での取引額が開始年度比で5%以上増加すること
- ②促進区域内に所在する事業者の売上が開始年度比で1%以上増加すること
- ③促進区域内に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1%以上増加すること
- ④促進区域内に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で1%以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（1）重点促進区域

以下の7箇所を定める。なお、本区域に農用地区域、市街化調整区域や環境保全上重要な地域は存在しない。

青垣工業団地、市島町上垣用地、市島町下友政用地、山南工業団地、新井工業団地、氷上工業団地、歌道谷用地（地図、字等は別紙参照）

（2）区域設定の理由

本重点促進区域の概ねの合計面積は約101ヘクタールであり、これまで製造業を中心に丹波市経済を牽引してきた一定の企業集積があり、将来にわたって地域経済牽引事業の一分野として一層推進すべき成長ものづくり分野などへの発展が図れる企業群が既に立地している。また、区域内の未利用地では一定程度のまとまった用地が確保でき、周辺地域の生活環境との調和にも配慮できる区域である。

①青垣工業団地（11.0ha）

既に非鉄金属材料加工業などが立地、北近畿豊岡自動車道青垣インターチェンジから500mと近接するその良好な交通アクセスを活かし、丹波市都市計画マスターplanにおける位置づけにおいても、青垣地域の工業拠点として工業・流通等の機能を高め、丹波市の産業活力を牽引するものとしていることから、製造業などを中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

②市島町上垣用地（7.1ha）

既に建設用仮設機材製造業などが立地、国道175号に近接し丹波市都市計画マスターplanにおいては、市島地域の工業拠点として工業・流通等の機能を高め、丹波市の産業活力を牽引するものとしていることから、製造業などを中心とした地域経済牽

引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

③市島町下友政用地（16.5ha）

既に医薬用容器製造業など7社が立地、舞鶴若狭自動車道福知山インターチェンジから7.5kmと近接するその良好な交通アクセスを活かし、丹波市都市計画マスター プランにおいては、市島地域の工業拠点として工業・流通等の機能を高め、丹波市の産業活力を牽引するものとしていることから、製造業などを中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

④山南工業団地（28.3ha）

既にベッド製造業、プリザーブドフラワー製造業など8社が立地、国道175号に近接し、丹波市都市計画マスター プランにおいては、山南地域の工業拠点として工業・流通等の機能を高め、丹波市の産業活力を牽引するものとしていることから、製造業などを中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

⑤新井工業団地（15.8ha）

既に医薬品製造業などが立地、国道175号、176号に近接し、丹波市都市計画マスター プランにおいては、柏原地域の工業拠点として工業・流通等の機能を高め、丹波市の産業活力を牽引するものとしていることから、製造業などを中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

⑥氷上工業団地（18.0ha）

市においても都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく特定用途制限地域・工業地区に指定し、北近畿豊岡自動車道氷上インターチェンジから2kmと近接するその良好な交通アクセスを活かし、既に医薬品製造業などが立地、丹波市都市計画マスター プランにおいては、氷上地域の工業拠点として工業・流通等の機能を高め、丹波市の産業活力を牽引するものとしていることから、製造業などを中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

⑦歌道谷用地（3.5ha）

北近畿豊岡自動車道及び舞鶴若狭自動車道春日インターチェンジから約5km圏内に位置しており、国道175号も近接することから交通アクセスに優れた用地である。周辺には、金属製品製造業や紙器製造業が立地しており、春日地域の工業拠点の一つとなっている。優れた交通アクセスの強みを活かし、丹波市の新たな工業拠点として地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（3）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

上記重点促進区域である青垣工業団地、市島町上垣用地、市島町下友政用地、山南工業団地、新井工業団地、氷上工業団地、歌道谷用地の7箇所を工場立地特例対象区域に指定する。（別紙参照）

**5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から
みた地域の特性に関する事項**

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①丹波市における医療・介護・健康産業の集積を活用したヘルスケア分野
- ②丹波市における丹波栗など特産農産物を活用した農林業・地域商社分野
- ③丹波市における電子部品・デバイス・電子回路製造業や電気機械器具製造業などの集積を活用した成長ものづくり分野
- ④丹波市における丹波大納言小豆や丹波黒大豆等の食、恐竜化石や本州一低い中央分水界等の観光資源を活用した観光分野

(2) 選定の理由

①丹波市における医療・介護・健康産業の集積を活用したヘルスケア分野

丹波市における医療・介護・健康産業は、医療、福祉のほか主に化学工業、食料品製造業、繊維工業、家具・装備品製造業等が担っている。化学工業については、9事業所（平成28年経済センサス活動調査 産業別集計（製造業）・事業所数について以下同様）、食料品製造業は17事業所が集積している。繊維工業は24事業所あり市内製造業223事業所の10.8%を占め、従業者数における特化係数(RESAS産業別特化係数2016年製造業・特化係数について以下同様)は3.2を超えており、家具・装備品製造業では、従業者数における特化係数は1.7を指している。

化学工業においては、ジェネリック医薬品や生薬・漢方製剤の製造、健康補助食品等を製造する事業所、繊維工業においてはスポーツウェアを製造する事業所がある。スポーツウェアを製造する事業所では、オリンピックで活躍する選手の競技ウェア等を製造しており、同社製品を着用した選手がオリンピックでメダルを獲得するなど、その高い技術力を発揮している。家具・装備品製造業においては、介護ベッド他福祉用具を製造する事業所があり高いシェア率を占めている。また、プロゴルファーにも愛用されているゴルフボールを研究・製造する事業所やスポーツサイクル用タイヤ・チューブを純国産で開発製造する事業所があり、それぞれに高い技術力と国内外での高い知名度を持っており健康増進産業として地域経済を牽引してきた。

また、公的関係機関では兵庫県立丹波医療センター、丹波市立看護専門学校等による医療・福祉を支える人材を育てる環境も整い、併せて令和元年7月には、保健・福祉・介護支援の機能を備えた丹波市健康センターミルネを開設した。さらに、丹波市が他に先駆けて導入した予防接種実施判定システムによるデータ蓄積と医療・介護・健康産業での予防医療などへのビッグデータ活用について、医療機関などと連携体制構築への協議を進めるなど、健康長寿を実現できる医薬品や医療器具、健康食品、介護用品などの関連産業も含めヘルスケア産業を振興している。

②丹波市における丹波栗など特産農産物を活用した農林業・地域商社分野

豊かな自然環境や特色ある気候、良質な水資源などの農業を取り巻く環境条件を生かして生産されてきた丹波三宝と呼ばれる「丹波栗」、「丹波黒大豆」、「丹波大納言小豆」は、令和4年に丹波市が近畿エリア居住者を対象に、丹波市の地域資源や観光資源の認知度興味度を把握するために実施した調査において、最も高い認知度を得ていることが判明した。これら地域特産の農産物等は、古くから全国に供給された歴史があり、丹波市は日本有数の「農ブランドのまち」として、広く認知されているところである。

2020年農林業センサスの県内市町別農業算出額では米、野菜に続いて花卉(91千万円)が県下1位、豆類(28千万円)が県下2位の産出額となっている。市内には「丹波三宝」である丹波黒大豆や丹波大納言小豆を活用し、近畿圏内ののみならず関東圏内でも事業展開する菓子製造事業所や豊かな森林資源である木材を活かした木製品や家具・装

備品製造業、近年は天然食材である「鹿肉」の加工・販売に取り組んでいる事業者もある。

また、生花などを特殊液で脱水着色したプリザーブドフラワーで国内販売シェア50%、世界15ヶ国以上に輸出している事業所では、平成26年8月の豪雨により被災した農地を地域住民が活用してアジサイを栽培し、プリザーブド加工されたアジサイを生産・販売するなどしており、農工連携により地域経済を牽引する好例といえる。

農業に代表される第1次産業に就く就業者の割合(令和2年国勢調査)は全国が3%、兵庫県での1.6%に比較し、丹波市では7.4%であり、農産品の収量及び販路拡大による農林業分野の振興は丹波市にとって経済的波及効果が大きいといえる。これらの優れた特産農産物を活かす製品・技術・研究開発・販路開拓・売上向上を目指す地域経済牽引事業を積極的に支援することで、丹波市の特産農産物を活用した農林業・地域商社分野の振興を図る。

③丹波市における電子部品・デバイス・電子回路製造業や電気機械器具製造業などの集積を活用した成長ものづくり分野

電子部品・デバイス・電子回路製造業は、付加価値額、従業者数の特化係数(RESAS産業別特化係数2016年製造業・特化係数について以下同様)が各6.4、2.2と高く、付加価値額の特化係数は県内順位4位であり、製造品出荷額でも6位を示し市の製造業を特徴づける業種の一つである。また、電気機械器具製造業は、粗付加価値額118億円(平成28年経済センサース活動調査 産業別集計(製造業)・事業所数等について以下同様)は市内製造業の14.6%、従業者数1,517人は19.2%で市内製造業最上位を示しており、付加価値額及び従業者数の特化係数はいずれも4.0を超えており、付加価値額及び従業者数の特化係数はいずれも4.0を超えていている。

金属製品製造業は27事業所、輸送用機械器具製造業は14事業所など、それぞれ一定の産業集積があり、省エネルギー化、環境保全に貢献する製品を製造・開発する産業との連携が可能とされている。また、バイオマス燃料による発電利用や、家屋解体廃材を利用したパルプ製造を行うパルプ・紙・紙加工品製造業は常用従業者517人、製造品出荷額151億円は県内4位であり、付加価値額56億円であり県内でも4位に位置付けられる。事業所数でそれぞれ県内2位の木材・木製品製造業、家具・装備品製造業も丹波市のものづくりを特徴づける業種である。これら市内の既存企業間の連携を視野に置き、成長分野のひとつである省エネルギー化、環境保全、環境改善、地球温暖化防止に貢献できる新たな産業の集積を図るべく、電子部品・デバイス・電子回路製造業や電気機械器具製造業等及びその関連業種の振興を図る。

④丹波市における丹波大納言小豆や丹波黒大豆等の食、恐竜化石や本州一低い中央分界等の観光資源を活用した観光分野

観光の分野においては、「丹波大納言小豆」、「丹波黒大豆」、「丹波栗」を始め、全国的にも認知度の高い農産物のブランド価値をさらに高めるため、収量拡大、商品開発、販路拡大等に注力しているところである。このブランド価値の高さは、農業体験などができる農家民宿の経営にも表れており、令和4年1月末現在、丹波市内には13軒の農家民宿がある。これら丹波市の農に関わる食、泊、体験などは、今後の観光業振興を図るうえで貴重な地域資源といえる。

一方、世界的にも貴重な発見である約1億1千年前の植物食恐竜化石「丹波竜」は、丹波竜の里計画に基づき丹波市が整備運営する展示学習施設「丹波竜化石工房ちーたんの館」で発掘研究成果の展示を行い、その入館者数は、令和3年度5万7千人、令和4年度7万6千人となり、平成22年の開館以来の累計入館者数は約60万人となっている。

令和5年度より展示スペースの拡充を図るとともに、教育普及施設としての機能を充実させ、リピーターの増進を図ることとしている。また、海拔95mの本州一低い中央分水界が走る「水分れ(みわかれ)」について学ぶことができる「水分れフィールドミュージアム」を令和2年3月にリニューアルオープンし、中央分水界について模型で学べるコーナーや中央分水界が育んだ丹波の文化や歴史について学べるコーナーなどを設置している。リニューアルオープン後は市民、学習者・観光客の知的好奇心を駆り立てる内容が充実しており、リニューアルオープン後の来館者は3万人を達成している。今後も観光型学習の場として活性化が見込まれる。これら丹波市における食、泊、体験、学習など地域資源と産業に根差した、成長力と経済波及効果のある観光関連産業を振興する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、医療・介護・健康産業の集積を活用したヘルスケア分野、特産農産物を活用した農林業・地域商社分野、電気機械器具、電子部品・デバイス等製造業の集積を活用した成長ものづくり分野、農業資源や教育資源を活用した観光分野を支援していくためには、市内既存事業者のニーズをしっかりと把握し、事業コスト管理、人材確保、情報共有、関係者の連携等、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国、県の支援策も併せて活用し、積極的な対応で丹波市にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①企業誘致促進補助金等優遇支援制度の整理・継続

産業の振興と雇用機会の創出を図るため、適切な要件を課した上で、工場等の新設・増設に要する土地建物取得費、緑化・上下水道整備費への補助、固定資産税相当額の補助、雇用助成、小規模事業所向け補助、IT関連事業所向け補助などを整理の上、市内既存企業の増設、移設などに要する資本投下、設備投資に対する優遇措置へ重点化を図る。

②固定資産税減免措置の活用

一定の要件を課した上で、製造業等の企業立地に対し固定資産税の免除措置の活用を図る。

③デジタル田園都市国家構想施策

デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、①丹波市における医療・介護・健康産業の集積を活用したヘルスケア分野、②丹波市における丹波栗など特産農産物を活用した農林業・地域商社分野、③丹波市における電子部品・デバイス・電子回路製造業や電気機械器具製造業などの集積を活用した成長ものづくり分野、④丹波市における丹波大納言小豆や丹波黒大豆等の食、恐竜化石発掘現場や中央分水界等の教育資源をはじめとする観光資源を活用した観光分野において、設備投資による事業環境整備や販路開拓の強化、DXの推進等に支援を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

・オープンデータ化の推進

進化するICTを様々な分野で活用し、行政サービスの利便性の向上と地域の活性化を図るため、市行政や公的機関などが業務で蓄積した情報のオープンデータ化

に関する取組を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

丹波市産業経済部商工振興課と丹波市商工会が連携を図りながら、事業環境整備や事業者が抱える課題解決のための相談にきめ細やかに対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①企業誘致活動の推進

ひょうご・神戸投資サポートセンターや市内不動産仲介業者と連携して、市内の遊休地情報の収集と立地検討企業への情報提供を行い、企業誘致を推進する。

②兵庫県の優遇措置の活用による産業立地促進

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）による法人事業税と不動産取得税の不均一課税、設備投資と雇用に係る補助金の支給等の優遇措置を積極的に周知し、誘致活動を展開する。

③人材確保に向けた支援

「丹(まごころ)ワークサポートたんば」（国（兵庫労働局）と丹波市一体的実施事業）を活用し、市内企業への就労を積極的に推進し、地域に密着した行政サービスをハローワーク柏原と連携し、職業相談・紹介や求人情報の提供、就労支援、無料相談等を行う。また、令和5年7月に連携協定を締結した株式会社リクルートによる「産業人材の確保による地域の活性化に関する連携協定」に基づき、同社の「Air ワーク 採用管理」を活用して、市内企業における労働人材の充足を推進する。

また、新規学校卒業者や第二新卒者をメインターゲットとし、就職支援ポータルサイト「キャリたん」を令和6年度から公開する。市内企業情報や就職面接会の開催情報などを発信して市内就職者を増進させ、市内企業の安定的な経済活動の維持に取り組む。

④スタートアップへの支援

起業希望者や事業者の経営安定、事業承継、事業拡大に向けた販路開拓、商品開発など事業者の課題解決を支援する機関「Bizステーションたんば」を通じて、市内事業者の経済活動を支援する。また、チャレンジショップにおいて起業希望者がお試し操業を行い、課題解決やアドバイスを行う。そのほか、丹波市融資制度や各種補助金制度などについて、丹波市商工会、公益財団法人ひょうご産業活性化センター、各金融機関などと連携を図りながら支援を行う。

⑤GXの促進支援

令和4年12月に市民や事業者などの多様な主体との連携により、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を宣言した。令和3年2月から市内事業所から発生する機密書類を無料で受入れ、溶解処理する仕組みを構築した。無料で受け入れることで事業所に対する支援にもつながるとともに、これまで「燃やすごみ」として排出されていた機密書類を溶解処理することで、脱炭素社会の実現を目指す。令和4年度末時点で、312件、71tを受け入れた。

また、自動車通勤が主流となっている本市において、二酸化炭素の排出を削減するため毎月22日を「丹波市ノーマイカー通勤の日」とし、公共交通の利用を促進している。

⑥DX支援

労働生産性の向上や労務管理の簡素化を図るため、市内企業におけるDXの推進に対し、DXに向けた設備投資支援の実施を行っている。さらには、産業振興支援機関

である「Bizステーションたんば」にDXアドバイザーを起用し、市内企業におけるDXの強化を図る予定にしている。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和5年度	令和6年度 ～令和9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①企業誘致促進補助金等 優遇制度の整理・継続	運用及び状況に応じた見直し	運用	運用
②固定資産税減免措置の活用	条例運用	条例運用	条例運用
③市内企業増設等設備投資補助金の充実	運用及び状況に応じた見直し	運用	運用
④デジタル田園都市国家構想施策	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①オープンデータ化の推進	提供可能データの整理	提供体制の整備	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口での対応	随時対応	随時対応	随時対応
【その他】			
①企業誘致活動の推進	継続	継続	継続
②兵庫県の優遇措置の活用による産業立地促進	継続	継続	継続
③人材確保の支援	継続	強化・継続	継続
④スタートアップへの支援	継続	強化・継続	継続
⑤GXの促進支援	継続	継続	継続
⑥DX支援	継続	強化・継続	継続

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、兵庫県が設置する公益財団法人ひょうご産業活性化センター、県立工業技術センター、丹波市商工会、市内金融機関、JA丹波ひかみなど、県内、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、丹波市及び兵庫県では、これらの支援機関の多数を含んだ連携支援計画の作成が行われることを目標として、関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援として、「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金による起業家支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請けかけこみ寺」等による「苦情紛争処理」を行っている。

経営強化の支援として、中小企業診断士等による「総合窓口相談」等の経営相談や

経営専門家の派遣に加え、「よろず支援拠点」のサテライト相談所機能の拡充により、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行っている。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援、及び海外販路開拓や生産拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行っている。

②県立工業技術センター

工業技術センターは県下唯一の工業系の公設試験研究機関であり、開放型の研究開発施設として技術交流館を整備し、先端機器導入等の機能強化を図るとともに、中小企業の技術の「かけこみ寺」として、技術相談・支援、新たな技術開発を支援する。

また、センターの機器の開放利用等により、企業の課題に対応した技術支援を行い、产学連携を推進する。

③丹波市商工会

市内商工業者の振興と経済発展を図るため、既存産業の高度化や経営革新に向けたセミナーの開催、金融、税務、労務に関する相談、融資の斡旋、指導等を行うとともに、税務・労務等の無料相談会を開催するなど、地元企業に密着した経営改善、経営革新・発達についての総合的な支援を行う。

④市内金融機関

事業者の立地や設備投資に関する情報交換を丹波市とを行い、事業者への事業用地や支援施策情報等を提供することでスムーズな事業化を支援する。

⑤丹波ひかみ農業協同組合

丹波黒大豆など特産農産物の収量及び販路拡大について、関係機関と連携し生産者等を支援する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の順守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との対話のもとに、まちづくりを推進する。特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

さらに、環境保全上重要な地域内での整備の実施にあたって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

【安全な市民生活の確保】

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみ

で犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業の集積によって、特殊詐欺を始めとした犯罪及び事故を防止し、又は地域の安全と平穏を維持するため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯カメラ、防犯灯、街路灯等を設置する。また、道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

特に、特殊詐欺の被害が多発している情勢に鑑み、金融機関やコンビニエンスストアのほか、管理施設内にATMが設置されている事業所及び電子マネーを販売する事業所については、確実に防犯責任者を設置した上で、当該事業所におけるATM利用者や電子マネー購入者に対する声掛けを促進し、特殊詐欺被害の未然防止を図る。

③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯等を整装備した自主防犯活動用自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

⑥不法就労等の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとり、来日外国人が特殊詐欺等の実行犯のほか、口座売買等により犯罪に加担することがないように、必要な教育を実施する。

⑦特殊詐欺被害の未然防止

様々な事業活動を通じて、特殊詐欺の主な被害者層である高齢者やその家族等に対して、防犯情報を提供し、地域における被害防止への気運を醸成する。

また、コンビニエンスストアにおいて電子マネーを購入しようとする高齢者や、携帯電話で通話しながらATMを操作している高齢者に対しては、地域ぐるみで声掛けを行うことで被害の未然防止がなされるように、特殊詐欺の手口や防犯対策に関する情報について、地域で共有を図る。

地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、管轄警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。今後とも、上記の事業を実施していくとともに、

兵庫県警察本部、管轄警察署等と連携を図りながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

【地域犯罪抑止力の向上】

本市では、地域における犯罪抑止力を高めていくため、子供の登下校時を見守るために各学校に配置されているスクールガードや住民主体の地域での防犯活動組織と警察署・学校等関係機関と連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報誌や防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

(3) その他

P D C A体制は、丹波市産業経済部商工振興課において、本計画及び承認地域牽引事業の実施状況の取りまとめを行い、効果の検証と当該事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「兵庫県丹波市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。